

10. 献 血 事 業

(1) 献血推進事業

昭和39年「献血の推進について」の閣議決定を受けて、国・地方公共団体・日本赤十字社の三者が一体となって献血事業の推進を行うこととなり、昭和40年に本県は献血事業を開始した。

それ以来、昭和44年の民間商業血液銀行による輸血用血液の製造中止、昭和57年の献血手帳様式の改定に伴う預血的運用廃止等純粹な献血制度への転換が進められ、平成29年度末までの延べ献血受付者数は3,331,463人で、献血者数は2,865,505人となった。

平成29年度の献血者数は、47,054人の方から献血をいただき、献血者目標の47,041人に対し100%の目標達成率であった。

これらについて、昭和59年10月厚生労働省に「血液事業検討委員会」が設置され、血漿分画製剤の自給対策採血基準の見直しについて検討されている。

昭和62年9月に「新血液事業推進検討委員会」が設置され、平成元年9月にその第一次報告が提出された。

この中では当面血友病患者に不可欠な血液凝固因子製剤を平成3年度中に、その他の製剤については段階的に国内自給対策を進めるという基本方針が示された。これに基づき定められた都道府県別の原料血漿確保目標に沿って今後の血液事業が推進されることとなった。

平成2年12月に第二次報告が提出された。この中では特に前述の血液凝固因子製剤の自給目標達成のため、採血基準の見直しと血液製剤の使用適正化の推進が示され、これに基づき平成3年4月1日から採血基準が改正された。

平成4年3月に日本赤十字社の献血由来血液凝固第VIII因子製剤（クロスエイトM）の製造・供給が開始された。

平成11年4月1日から、献血年齢が一部の採血を除き、64才から69才に引き上げられた。

平成11年6月10日、厚生労働省より「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」が示され、平成17年9月に全面改定、平成19年7月及び平成24年3月に一部改正された。

平成11年8月1日から、近畿ブロックでHTLV-1抗体陽性献血者の希望者に通知が開始され、医療機関・保健所・精神保健福祉センター等で健康管理・相談体制が整備された。

平成11年10月1日、献血由来血液におけるHRV、HCV、HIVの検出精度を高めるため、NAT（核酸増幅法）検査が導入された。

平成15年6月、NAT（核酸増幅法）検査を導入してもウイルスを完全に排除することは不可能であることが明らかにされ、平成16年7月に「輸血医療の安全性確保のための総合対策」が取りまとめられた。

平成15年7月30日、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が施行され、基本理念や関係機関の責務等が規定された。

平成17年4月1日、血液製剤による変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の伝播の防止対策のための献血制限が国民の医療に支障を來さないよう、献血の確保、適正使用の推進等を図るため、厚生労働省に献血推進本部が設置され、平成17年6月から「海外渡航歴による献血制限」が強化された。また、「危機管理対応」並びに「献血構造改革の重点事項」について示され、平成18年10月から「献血者健康被害救済制度」の運用が開始された。

平成18年10月、「献血カード」が全国導入され、的確な本人確認が容易となった。

輸血用血液製剤の安全性を高めるため、「保存前白血球除去」が、血小板製剤は平成16年10月25日採血分から、成分採血由来血漿製剤は平成18年3月1日採血分から、全血採血由来製剤は平成19年1月16日採血分から実施され、すべての輸血用血液製剤に導入された。

また、輸血用血液製剤への皮膚常在菌混入の低減化を図るため、「採血時における初流血除去」が、血小板製剤は平成18年10月26日採血分から、全血採血由来製剤は平成19年3月26日採血分から、成分採血由来血漿製剤は平成20年1月23日採血分から実施され、すべての輸血用血液製剤に導入された。

平成19年11月14日、血小板の有効期間を採血後72時間以内から採血後4日間

に延長された。

なお、奈良県の献血事業は昭和39年の閣議決定に基づき、献血推進母体として昭和39年11月に「奈良県献血推進協議会」が設置されたのをはじめ、各市町村に献血推進協議会が設置され、また献血受入れ施設として昭和40年3月に「奈良県血液センター」が設立されたことにより開始した。

その後、昭和46年7月から採血業務は日本赤十字社に移管され、昭和57年4月「奈良県赤十字血液センター」が大和郡山市に新築移転した。

また、昭和63年7月には本県において皇太子同妃両殿下の御臨席を仰ぎ「第24回献血運動推進全国大会」を開催し、平成元年4月には奈良市内に「なら献血ルーム」が開設された。

なお、奈良市三条通りの南都銀行本店別館2階に設置された奈良県赤十字血液センター奈良出張所（通称：献血ルーム）は、平成10年9月2日に奈良市小西通りの石崎眼科ビルに移転した。

平成12年4月1日より、奈良医大出張所が廃止され、なら献血ルームが毎週火曜日も開設となった。

平成19年2月1日、奈良県赤十字血液センター奈良出張所（通称：献血ルーム）は、奈良市小西通りの石崎眼科ビルから近鉄奈良駅ビル6階に移転した。

平成20年3月4日、近鉄奈良駅ビル献血ルーム開所15,000人献血達成した。

平成21年3月15日、献血者全員に糖尿病関連検査（グルコアルブミン検査）を開始した。

平成23年4月1日より、天理出張所が廃止された。

平成23年4月1日、新しい採血基準により400mL献血年齢は、男性に限り18歳から17歳に引き下げられた。また、検査も血液比重から貧血を調べる血色素量に変更された。

平成24年4月1日より、日本赤十字社は血液事業の運営体制を、各都道府県単位での運営から、より広域的なブロックを単位とする運営体制に変更し、血液製剤の広域的な需給管理が行われることになった。

【 平成29年度献血推進事業 】

(1) 400mL・成分献血啓発事業

① 「愛の血液助け合い運動」(7月～8月)

広く県民各層に献血思想を普及し、血液が減少する夏場の血液を確保するため。

ア. 街頭献血キャンペーンを県内31ヶ所で実施

イ. 献血運動啓発ポスター募集事業（作品応募点数97点）

【入賞】特選1名、入選4名、佳作15名（うち、特選・入選者を表彰）

【入賞作品の展示】

・県庁屋上ギャラリー 奈良市登大路町30

平成29年8月21日（月）～平成29年8月25日（金）

・エコール・マミ 北館2階吹抜周辺 北葛城郡広陵町馬見中4-1

平成29年8月11日（金）～平成29年8月15日（火）

・入賞作品を活用して、「献血啓発しおり」を作成し、県内の書店へ設置

ウ. 献血功績者の表彰（表彰式：平成29年8月4日）

・厚生労働大臣 表彰状 1団体 感謝状 4団体

・奈良県献血推進協議会会長 表彰状 5団体 感謝状 8団体

・献血運動啓発ポスター特選・入選者に賞状贈呈 特選1名 入選4名

② 市町村・保健所献血事務主管課長及び担当者会議（平成29年6月26日）

③ 奈良県献血推進協議会（平成30年3月26日）

・平成29年度 献血状況

・平成30年度 事業計画、献血者目標数（46,268人）、表彰者確定

(2) 若者献血啓発事業

① 「はたちの献血キャンペーン」

・街頭献血キャンペーンを県内24ヶ所で実施

② 県内高校生・大学生献血啓発事業

・県内大学1年生へ献血啓発チラシ及びしおりを配布

・県内高校1年生へ献血啓発チラシを配布

・県内高校・大学へ献血啓発ポスター（カレンダー）を配布

- ・県内高校へ献血セミナー実施
- ③ 奈良でいい古都（こと）しよう献血キャンペーンの実施
- ・献血された25歳以下の方へお菓子を2個プレゼント
 - ・血色素不足で献血できなかった25歳以下の方には鉄分を含むお菓子をプレゼント
 - ・チラシを持参された方には献血カード型ノートをプレゼント

平成30年度奈良県献血推進計画

本計画は「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和31年法律第160号。以下「法」という。)に基づき定める奈良県における平成30年度の献血推進に関する計画である。

1. 献血により確保すべき血液目標量

平成30年度に必要と見込まれる血液の量は、全血献血において12,952L、成分献血において6,339Lであり、確保すべき血液目標量は、19,291Lである。

2. 目標量を確保するために必要な措置に関する事項

県・市町村及び採血事業者（日本赤十字社奈良県支部・奈良県赤十字血液センター）は、相互に連携し、献血推進組織等の協力を得て献血による血液目標量を確保することに努めるものとし、その達成に必要な措置に関する事項を以下のように定める。

(1) 400mL献血・成分献血の推進

安全な血液製剤の安定供給のため、広く県民の方々に400mL献血・成分献血を推進し、本計画における血液目標量を確保するとともに、日々における赤血球製剤適正在庫の維持と血小板等、不足しがちな輸血用血液の効率的な確保を図る。

(2) プラス1献血の推進

安全な献血適格者である登録献血者に対し、さらにもう1回の複数回献血を推進することにより、本計画における血液目標量のより安定的な確保と安全な血液の確保を図る。

奈良県赤十字血液センターは、設立した奈良県赤十字血液センター複数回献血クラブ（愛称：ハーディアクラブ）のクラブ会員を主な対象として、情報誌及び電子メール等による情報発信、各種講演会・健康相談事業の実施等、各種サービスの提供により会員を募り、安全な複数回献血者をより多く確保する。

県・市町村及び採血事業者は、協力し、相互に連携を図りながら複数回献血の推進に努める。

(3) 献血協力団体の確保

奈良県赤十字血液センターは、感染症集団発生時及び災害時等、血液が不足する緊急時はもとより平素においても、必要な輸血用血液を迅速に確保することを目的として、機動的・効率的な組織的協力を得るため、企業等の事業所をはじめ多くの各種既存団体を献血協力団体として確保する。

県は、これらの取組を支援する。

なお、可能な場合は、奈良県献血推進協議会及び奈良県赤十字血液センターとの三者間で献血協力活動に関する文書締結を行う。

(4) 若者献血の推進

将来の献血を担う若者に対する献血の意義や必要性の知識普及により、若者献血を推進し、少子高齢社会に伴う血液不足問題の解消と将来的な血液の安定確保につ

なげることを目標とする。

なお、若者に対して広報誌やパンフレット、SNS等インターネットを含む様々な広報手段を用いて気軽に目に触れる機会を増やすとともに、「けんけつちゃん」や「ハーディア」等の献血推進キャラクターを活用し、効果的・実効性のある普及啓発を行う。

(5) 献血者が安心して献血できる環境の整備

奈良県赤十字血液センターは、献血の受け入れに当たっては献血者に不快の念を与えないよう丁寧な処遇をすることに特に留意し、献血者のニーズを把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保する等、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等献血者が安心して献血できる環境整備を行う。

特に初回献血者が抱いている不安等を払拭することはもとより、採血の度ごとに、採血の手順や採血後に充分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図る。

また、採血所について、地域の特性に合わせた献血者に安心、安らぎを与える環境作り等を行い、なお一層のイメージアップを図り、献血者の増加に努める。

県は、これらの取組を支援する。

3. 目標量を確保するための具体的方策に関する事項

県・市町村及び採血事業者は、献血推進組織等と連携し、広く県民の方々に対し、献血への理解と協力を求め目標量を確保するために、医療に必要な血液製剤の確保が善意の自発的な献血によって支えられていること等、献血の必要性をPRすることとし、その具体的方策に関する事項を以下のように定める。

(1) 献血推進のための普及啓発・広報活動

① 献血キャンペーンの実施

- ・「愛の血液助け合い運動」(7～8月)

全国的に展開される「愛の血液助け合い運動」の一環として、広く県民の方々に献血思想の普及を図り、血液が不足する夏期における献血者の確保を目的とする。

- ・「はたちの献血」キャンペーン(1～2月)

新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く県民の方々に献血への理解と協力を求め、血液が不足する冬期における献血者の確保を目的とする。

② 献血運動啓発ポスター募集

「愛の血液助け合い運動」の一環として、献血運動啓発ポスターの募集を行い、献血運動推進を図る。

また、入賞作品について、表彰及び展示を行う。

③ 献血功績者表彰式の開催

- ・厚生労働大臣表彰状・感謝状伝達

献血事業の推進に積極的に協力し、他の模範となる功績のあった団体に

対して贈呈された厚生労働大臣表彰状・感謝状の伝達を行う。

・奈良県献血推進協議会会長表彰状・感謝状の贈呈

奈良県献血推進協議会会长である奈良県知事から、献血事業の推進に功績のあった団体に対して表彰状・感謝状を贈呈する。

④ 広報メディアによる広報活動

報道機関等への資料提供により、幅広い年齢層の方々に献血思想の普及を図り、また定例献血場所を周知する。

⑤ 市町村の規模に応じた献血の推進

献血推進協議会の設立、広報・有線放送・地域における催物の機会等を活用する等市町村の規模にあった啓発活動を実施し、献血を推進する。

⑥ 血液センター見学及び献血の体験学習の推進

血液センターの見学や献血の体験学習を通して、幅広い年齢層の方々に献血への理解を深める。

(2) 学生献血の推進

少子高齢社会における将来的な血液の安定確保を目的とし、下記の①～③により、学校等の協力を得て、献血可能となる生徒及び学生にいち早く献血の意義や必要性の知識普及を行い、より効果的・効率的に若者献血を推進する。

① 高校生等に対する啓発

高等学校等へ献血啓発冊子を配布し、生徒の献血に対する理解を深める。

平成21年7月の「高等学校学習指導要領解説保健体育編」への献血事項の掲載及び平成23年4月1日の採血基準改正により、男性に限り400ml献血の17歳への年齢引き下げを踏まえた、リーフレット等による啓発を行い献血の推進を図る。

また、献血の意義や血液製剤についてわかりやすく説明する「献血セミナー」を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図る。

② 大学生に対する啓発

大学キャンパス内において、献血を実施するとともに、学生献血推進協議会と連携して学生による献血啓発を行い、啓発活動を含めた学生の自主的な献血参加を促す。

③ 教育委員会、私立中学高等学校連合会及び奈良県大学連合との連携の強化

教育委員会、私立中学高等学校連合会及び奈良県大学連合とのより一層の連携により、高校生等及び大学生に対する献血及びその啓発の推進を円滑に実施する。

(3) 献血推進組織の育成に関する事項

献血運動の活性化を目的として、下記の①②により、献血推進組織の育成を図り、献血推進活動の基盤を強化する。

① 市町村献血事務担当職員研修の実施

県民の方々に必要な情報提供を円滑に実施する体制を目指し、地域住民と最も密接な市町村献血事務担当者の研修を実施する。

② ボランティア活動の推進

学生献血推進協議会、学生ボランティアサークル、ライオンズクラブ及び日本赤十字社奉仕団等、献血推進団体との一層の連携を行い、献血活動への積極的な参加を通じ献血運動の活性化につなげる。

4. その他献血の推進に関する重要事項

(1) 献血の推進に際し、考慮すべき事項

① 血液検査による健康管理サービスの充実

奈良県赤十字血液センターは、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際し、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認して、その結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった献血申込者に対して健康相談を実施する。

県及び市町村は、これらの取組に協力する。

② 献血者の利便性の向上

奈良県赤十字血液センターは、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた採血バスによる計画的採血、献血者が利用しやすい献血受入時間帯の設定及び子育て世代に対応した託児に関わる施設整備等献血者の利便性及び安全で安心な献血に配慮した献血受入体制の一層の整備及び充実を図る。

県及び市町村は、奈良県赤十字血液センターと十分協議して、採血バスによる採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等献血の受け入れに協力する。また、奈良県赤十字血液センターとともに献血実施の日時や場所等について、住民に対して献血への協力が得られるよう、十分な広報を行う。

③ 200mL献血の在り方について

県・市町村及び採血事業者は、血液製剤の安全性及び製造効率並びに医療需要を踏まえ採血を行う必要がある。

将来の献血基盤の確保という観点からは、若年層の献血推進が非常に重要なことから、若年層に対しては、学校と連携して「献血セミナー」を実施する等、献血を周知啓発する取組を積極的に行うとともに、特に高校生等の初回献血時には200mL献血を推進するなど、できる限り献血を経験してもらうことが重要である。

(2) 血液製剤在庫水準の把握と災害時等血液不足時の的確な対応

県・市町村及び採血事業者は、災害時等血液不足時において的確に対応するため血液製剤の在庫を把握し、連携・協力して献血の確保に努める。

なお、災害時等血液不足時には率先的に提供可能な団体等を通じて、献血の要請を行う。

また、献血血液の確保に支障を来さないよう、継続的に献血の推進を図っていく。

(3) 血液製剤の適正使用の推進

県及び奈良県赤十字血液センターは、各医療機関における血液製剤の適正使用の推進に努める。

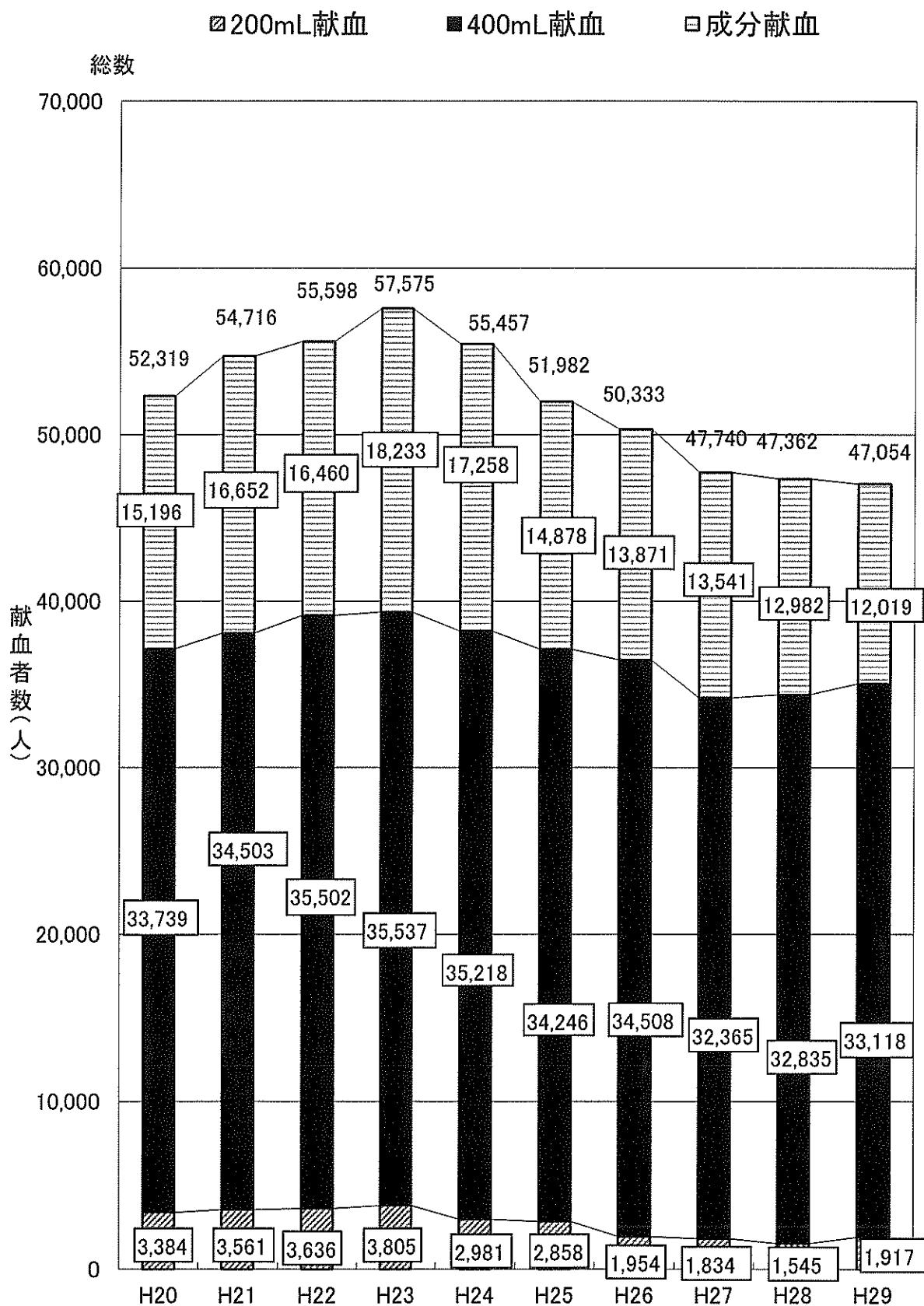
(4) 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに奈良県赤十字血液センターによる献血実績を確認し、次年度の献血推進計画作成に当たり参考とする。

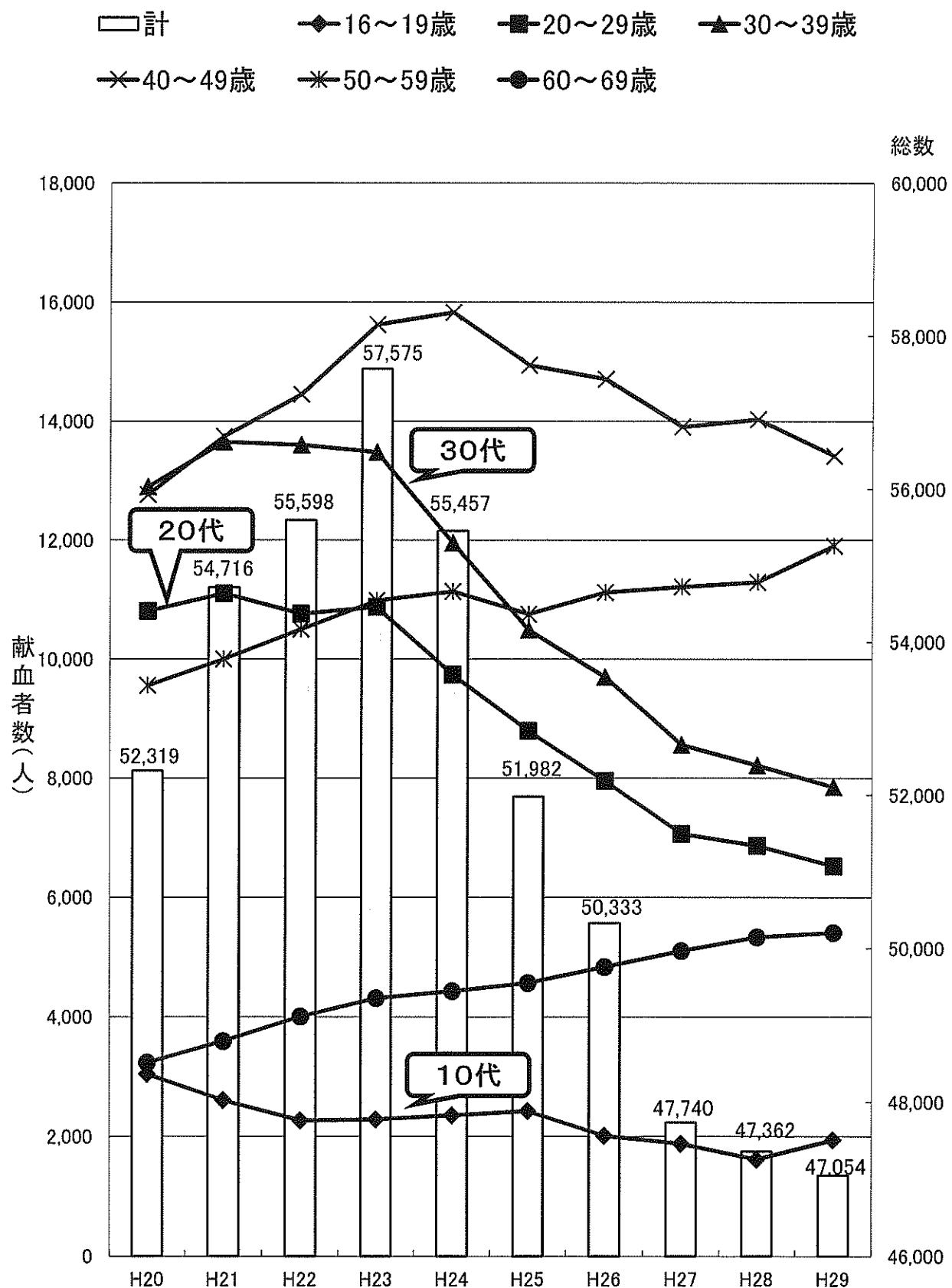
奈良県赤十字血液センターは、献血実績や体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

(2) 献血及び採血状況

献血者数の年度別推移(過去10年)



年齢別献血者状況(過去10年)



平成29年度 市町村別献血状況

奈良県赤十字血液センター

| 保 健 所 别 | 目標数 (A) | 推計人口 (16~69歳)(A) | 居 住 地 别 献 血 者 数 | | | | 達成率 (B/A) | 献血率 (B/A') | 採 血 場 所 别 献 血 者 数 | | | 稼動数 (台数) | |
|---------|------------|---------------------|-----------------|--------|--------|--------|--------------|---------------|-------------------|--------|--------|-------------|-------|
| | | | 200mL | 400mL | 成分 | 計(B) | | | 男性 | 女性 | 計 | | |
| 奈 良 市 | 12,559 | 237,547 | 506 | 6,288 | 3,778 | 10,572 | 84.2 | 4.5 | 12,015 | 5,758 | 17,773 | 473.3 | |
| 奈 良 小 計 | 12,559 | 237,547 | 506 | 6,288 | 3,778 | 10,572 | 84.2 | 4.5 | 12,015 | 5,758 | 17,773 | 473.3 | |
| 郡 山 | 大 和 郡 山 市 | 2,968 | 56,144 | 137 | 1,929 | 1,431 | 3,497 | 117.8 | 6.2 | 7,595 | 2,297 | 9,892 | 272.0 |
| | 天 理 市 | 2,401 | 45,410 | 133 | 2,090 | 1,100 | 3,323 | 138.4 | 7.3 | 1,847 | 598 | 2,445 | 53.8 |
| | 生 駒 市 | 4,097 | 77,520 | 89 | 1,054 | 550 | 1,693 | 41.3 | 2.2 | 661 | 248 | 909 | 20.0 |
| | 山 添 村 | 115 | 2,165 | 5 | 67 | 30 | 102 | 88.7 | 4.7 | 82 | 13 | 95 | 2.5 |
| | 平 群 町 | 616 | 11,632 | 11 | 223 | 86 | 320 | 51.9 | 2.8 | 61 | 38 | 99 | 3.8 |
| | 三 鄉 町 | 804 | 15,209 | 36 | 340 | 99 | 475 | 59.1 | 3.1 | 151 | 85 | 236 | 5.5 |
| | 斑 鳩 町 | 930 | 17,587 | 33 | 498 | 203 | 734 | 78.9 | 4.2 | 148 | 49 | 197 | 4.5 |
| | 安 堵 町 | 267 | 5,044 | 13 | 163 | 100 | 276 | 103.4 | 5.5 | 84 | 16 | 100 | 2.0 |
| 小 計 | 12,198 | 230,711 | 457 | 6,364 | 3,599 | 10,420 | 85.4 | 4.5 | 10,629 | 3,344 | 13,973 | 364.1 | |
| 中 和 | 橿 原 市 | 4,359 | 82,472 | 128 | 3,069 | 747 | 3,944 | 90.5 | 4.8 | 5,408 | 1,932 | 7,340 | 158.6 |
| | 桜 井 市 | 1,985 | 37,523 | 62 | 1,271 | 250 | 1,583 | 79.7 | 4.2 | 617 | 249 | 866 | 19.2 |
| | 宇 陀 市 | 1,012 | 19,152 | 21 | 643 | 107 | 771 | 76.2 | 4.0 | 292 | 103 | 395 | 8.5 |
| | 川 西 町 | 288 | 5,443 | 11 | 169 | 98 | 278 | 96.5 | 5.1 | 359 | 54 | 413 | 7.4 |
| | 三 宅 町 | 233 | 4,409 | 11 | 167 | 93 | 271 | 116.3 | 6.1 | 84 | 35 | 119 | 2.0 |
| | 田 原 本 町 | 1,088 | 20,576 | 59 | 868 | 235 | 1,162 | 106.8 | 5.6 | 344 | 119 | 463 | 12.3 |
| | 曾 爾 村 | 47 | 893 | 1 | 29 | 0 | 30 | 63.8 | 3.4 | 16 | 9 | 25 | 0.5 |
| | 御 杖 村 | 47 | 883 | 2 | 21 | 1 | 24 | 51.1 | 2.7 | 15 | 4 | 19 | 0.5 |
| | 高 取 町 | 233 | 4,399 | 8 | 202 | 12 | 222 | 95.3 | 5.0 | 128 | 43 | 171 | 3.9 |
| | 明 日 香 村 | 183 | 3,471 | 6 | 120 | 38 | 164 | 89.6 | 4.7 | 46 | 28 | 74 | 2.0 |
| | 大 和 高 田 市 | 2,322 | 43,926 | 66 | 1,624 | 199 | 1,889 | 81.4 | 4.3 | 627 | 193 | 820 | 18.8 |
| | 御 所 市 | 876 | 16,565 | 39 | 578 | 113 | 730 | 83.3 | 4.4 | 281 | 125 | 406 | 9.0 |
| | 香 芝 市 | 2,671 | 50,476 | 71 | 1,404 | 205 | 1,680 | 62.9 | 3.3 | 624 | 242 | 866 | 18.0 |
| | 葛 城 市 | 1,261 | 23,861 | 44 | 834 | 87 | 965 | 76.5 | 4.0 | 414 | 115 | 529 | 13.0 |
| | 上 牧 町 | 723 | 13,664 | 11 | 361 | 85 | 457 | 63.2 | 3.3 | 210 | 108 | 318 | 7.0 |
| | 王 寺 町 | 820 | 15,510 | 20 | 306 | 63 | 389 | 47.4 | 2.5 | 268 | 80 | 348 | 7.5 |
| | 広 陵 町 | 1,199 | 22,685 | 38 | 836 | 113 | 987 | 82.3 | 4.4 | 269 | 96 | 365 | 9.4 |
| | 河 合 町 | 592 | 11,186 | 17 | 280 | 95 | 392 | 66.2 | 3.5 | 140 | 35 | 175 | 4.0 |
| 小 計 | 19,939 | 377,094 | 615 | 12,782 | 2,541 | 15,938 | 79.9 | 4.2 | 10,142 | 3,570 | 13,712 | 301.6 | |
| 内 吉 | 五 條 市 | 1,034 | 19,554 | 28 | 757 | 79 | 864 | 83.6 | 4.4 | 604 | 176 | 780 | 17.8 |
| | 野 追 川 村 | 13 | 232 | 0 | 4 | 0 | 4 | 30.8 | 1.7 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| | 十 津 川 村 | 106 | 2,010 | 1 | 15 | 2 | 18 | 17.0 | 0.9 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| | 野 小 計 | 1,153 | 21,796 | 29 | 776 | 81 | 886 | 76.8 | 4.1 | 604 | 176 | 780 | 17.8 |
| | 吉 野 町 | 218 | 4,137 | 4 | 161 | 32 | 197 | 90.4 | 4.8 | 69 | 11 | 80 | 1.5 |
| 吉 野 | 大 淀 町 | 624 | 11,793 | 17 | 610 | 31 | 658 | 105.4 | 5.6 | 290 | 137 | 427 | 10.7 |
| | 下 市 町 | 175 | 3,299 | 3 | 166 | 2 | 171 | 97.7 | 5.2 | 119 | 23 | 142 | 3.0 |
| | 黒 滝 村 | 20 | 359 | 1 | 31 | 0 | 32 | 160.0 | 8.9 | 26 | 15 | 41 | 1.0 |
| | 天 川 村 | 38 | 718 | 1 | 9 | 1 | 11 | 28.9 | 1.5 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| | 下 北 山 村 | 24 | 449 | 1 | 37 | 13 | 51 | 212.5 | 11.4 | 27 | 6 | 33 | 1.0 |
| | 上 北 山 村 | 15 | 283 | 1 | 14 | 0 | 15 | 100.0 | 5.3 | 16 | 5 | 21 | 0.5 |
| | 川 上 村 | 31 | 594 | 0 | 29 | 0 | 29 | 93.5 | 4.9 | 18 | 4 | 22 | 0.5 |
| | 東 吉 野 村 | 47 | 880 | 2 | 36 | 11 | 49 | 104.3 | 5.6 | 34 | 16 | 50 | 1.0 |
| 小 計 | 1,192 | 22,512 | 30 | 1,093 | 90 | 1,213 | 101.8 | 5.4 | 599 | 217 | 816 | 19.2 | |
| 市 町 村 計 | 47,041 | 889,660 | 1,637 | 27,303 | 10,089 | 39,029 | 83.0 | 5.3 | 33,989 | 13,065 | 47,054 | 1,176.0 | |
| 県 外 計 | | | 280 | 5,815 | 1,930 | 8,025 | | | | | | | |
| 合 計 | 47,041 | 889,660 | 1,917 | 33,118 | 12,019 | 47,054 | 100.0 | 5.3 | 33,989 | 13,065 | 47,054 | 1,176.0 | |

11. 平成29年度「薬と健康の週間」奈良県実施状況

1 目的

本週間は、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く県民の間に浸透させることにより、県民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

2 実施期間

平成29年10月17日（火）から10月23日（月）までの1週間

3 実施機関

主 催 厚生労働省、奈良県、公益社団法人日本薬剤師会、奈良県薬事団体連合会

4 実施事項

(1) 広告機関等による啓発宣伝

(2) 薬事功労者の奈良県知事表彰

実施日 平成29年10月12日（木）

(3) 各種催し物等の実施状況

ア NaRaくすりと健康2017

実施日：平成29年11月18日（土）～19日（日）

実施目的：県民への薬の正しい知識の普及と医薬分業についての啓発、県薬業界の振興を図る。

実施場所：奈良県橿原市曲川町7-20-1

（JR桜井線金橋駅下車徒歩約10分）

イオンモール橿原

実施内容：お薬相談、禁煙相談、健康チェック、配置家庭薬パッケージの展示、薬業年表の掲示、薬用植物及び生薬のパネル展示、お薬の選び方の紹介、OTCブランド医薬品の紹介、奈良県産の薬用作物の紹介

イ 大和の配置家庭薬の啓発

実施日：平成29年9月5日（火）～9月10日（日）

実施場所：奈良市大安寺西1丁目1000

奈良県立図書情報館

実施内容：奈良県配置薬の展示、正倉院宝物薬物パネルの展示、奈良県産の薬用作物の紹介

ウ 献血思想普及・献血事業

実施目的：若年者の献血協力者を確保するため、若年者に対して献血の普及啓発を行う。

実施時期：平成29年10月1日（日）～平成29年11月30日（木）

実施内容：県内大学及び短大等の学園祭において、学生献血推進協議会の協力を得ながら若年者に対する普及啓発を行い、献血の協力を依頼する。

エ 薬物乱用防止運動

実施目的：麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグ・シンナー等の薬物乱用を防止するため、保健衛生上の危険や社会的な弊害について、正しい知識を普及し県民の認識を深める。

実施時期：平成29年10月1日（日）～平成29年11月30日（木）

実施内容：平成29年11月18日（土）イオンモール橿原
薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施し、薬物乱用防止功績者への表彰と県民に啓発物品の配布を行う。

12. 災害用医薬品等備蓄状況

「奈良県地域防災計画」の予防計画の中で、医薬品及び医療機器の確保は当課が担当することになっており、「関係団体の協力を得て医薬品等の在庫調査を行うと共に、災害用医薬品等を迅速に供給するための体制整備を図る」と定められている。発災後3日間に必要な医薬品は、県医薬品卸協同組合との協定により、災害発生時に迅速に供給することとする。また、平成20年度以降に県製薬協同組合、大阪医療機器協会、日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部及び近畿臨床検査薬卸連合会（協会）と、災害時における医療救護活動に必要な医薬品、医療機器、医療用ガス・臨床検査薬等の供給に関する協定を締結した。災害用医薬品の一覧表は下の表のとおりである。

表：発災後3日までに必要な備蓄医薬品の品目及び数量

| 薬効別 | 一般分類名 | 容量等 | 商品名 | 単位 | 必要本数 |
|----------|----------------|---------------|-----------------------|--------|-------|
| 細胞外液補充液 | 生理食塩液 | 500ml | | 1本 | 7,900 |
| 維持液 | ブドウ糖注 | 5% 500ml | | 1本 | 2,650 |
| | ブドウ糖注 | 20% 20ml | | 1A | 2,650 |
| 代用血漿液 | キシリトール配合製剤 | 500ml | | 1本 | 2,400 |
| | 乳酸リングル注 | 500ml | | 1本 | 2,650 |
| | その他 | 200,500ml | ソリタT3・フィジオゾール3号 | 1本 | 2,650 |
| 生物学的製剤 | 人血清アルブミン | 20% 20ml 50ml | | 1本 | 80 |
| | 人免疫グロブリン | 2.5g(50ml) | 献血ヴェノグロブリン-IH | 1V | 80 |
| | 加熱人血漿たん白 | 250ml | | 1V | 80 |
| | 抗破傷風人免疫グロブリン | 250単位 | テナブリン・破傷風グロブリンニチヤク | 1V | 120 |
| トキソイド | 破傷風トキソイド | 0.5ml | 沈降破傷風トキソイド | 1V | 120 |
| 麻酔剤 | バルビツール酸系 | 300mg | ラボナール | 1A | 720 |
| 催眠鎮静抗不安剤 | ベンゾジアゼピン系 | 錠 | セルシン・ホリゾン | 1T | 7,900 |
| | ベンゾジアゼピン系 | 注 | セルシン・ホリゾン | 1A | 790 |
| | バルビツール酸系 | 注 | フェノバール | 1A | 790 |
| 解熱消炎鎮痛剤 | フェニル酢酸系 | Cap,錠 | ボルタレン・ブルフェン | 1T | 7,900 |
| | サリチル酸系 | 錠 | バファリン330mg錠 | 1T | 1,300 |
| | アミノフェノール系 | 20% 0.5g | カロナール細粒20% | 1包 | 1,300 |
| | インドメタシン・ピラゾロン系 | 坐薬 | インダシン | 1個 | 1,300 |
| | アニリン系 | シロップ | ポンタール | 1本 | 50 |
| | ピラゾロン系 | 注 | メチロン | 1A | 760 |
| | 非麻薬性鎮痛剤 | 注 | ソセゴン | 1A | 450 |
| 鎮痙剤 | アトロピン系 | 錠 | ブスコパン、コリオパン | 1T | 2,650 |
| | アトロピン系 | 注 | アトロピン、ブスコパン | 1A | 520 |
| 総合感冒剤 | 非ビリン系 | 包 | PL顆粒、ペレックス | 1包 | 5,200 |
| 抗生素質 | セフェム系 | 注 1g | セファメジンα | 1V,キット | 1,300 |
| | ペニシリン系 | 注 2g | ペントシリン | 1V,キット | 650 |
| | テトラサイクリン系 | 注 100mg | ミノマイシン | 1V | 1,300 |
| | セフェム系 | 内服 100g | D. S(ドライシロップ)のある品目を選定 | 1個 | 110 |
| | ペニシリン系 | カプセル | ビクシリン | 1Cap | 1,300 |
| | テトラサイクリン系 | 錠 | ビフラマイシン・ミノマイシン | 1T | 7,900 |
| | ホスホマイシン系 | 錠 | ホスマシン | 1T | 1,300 |
| | 抗菌剤(ニューキノロン系) | 錠 | シプロキサン、クラビット | 1T | 1,300 |
| 殺菌消毒剤 | 消毒用エタノール | 500ml | | 1本 | 260 |
| | ヨウ素化合物 | 250ml | イソジン液 | 1本 | 520 |
| | ヨウ素化合物 | 30ml | イソジン液ガーゲル | 1本 | 1,100 |
| | 石鹼類 | 500ml | オスバン・ハイアミン | 1本 | 260 |
| | クロルヘキシジン | 0.5% 500ml | | 1本 | 130 |
| | クロルヘキシジン | 0.05%500ml | | 1本 | 130 |
| | オキシドール | 500ml | | 1本 | 260 |
| 化膿性疾患用剤 | 外用抗生素質 | 外用 10g | ゲンタシン軟膏 | 1本 | 260 |
| | 外用抗生素質 | 外用 | ソフラチュール | 1袋 | 260 |
| 鎮痛鎮痙収斂消炎 | 副腎皮質ホルモン | 外用 10g | リンデロンVG軟膏 | 1本 | 260 |
| 創傷保護剤 | 白色ワセリン | 外用 500g | 白色ワセリン | 1本 | 100 |
| 止血剤 | カルバゾクロム系 | 錠 | アドナ | 1T | 2,600 |
| | カルバゾクロム系 | 注 | アドナ | 1A | 1,300 |
| | 抗プラスミン剤 | 錠 | トランサミン | 1T | 2,600 |
| | 抗プラスミン剤 | 注 | トランサミン | 1A | 1,300 |
| | ゼラチン系 | 外用 | | 1枚 | 50 |
| | セルロース系 | 外用 | | 1枚 | 50 |
| 血管収縮剤 | エピネフリン剤 | 外用 100ml | 0.1%ボスマシン液 | 1本 | 50 |

| | | | | | |
|---------|---|--|---|--|--|
| 強心剤 | 塩酸ドパミン ジギタリス製剤 ジギタリス製剤 カフェイン系 | 注100mg 注 錠 注 | イノパン ジゴシン・ジギトキシン ジゴシン・ジギトキシン ネオフィリン | 1A 1A 1T 1A | 2,600 110 110 1,300 |
| 血圧降下剤 | Ca拮抗剤 | 注10mg | ペルジピン | 1A | 1,300 |
| 血管拡張剤 | ニフェジピン 硝酸イソルビット ニトログリセリン系 | 錠 10mg 錠 5mg 注 5mg | アダラート ニトロール ミリスロール | 1T 1T 1A | 1,300 1,300 520 |
| 呼吸促進剤 | ジモルホラミン | 注3ml | テラブチク | 1A | 520 |
| 気管支拡張剤 | キサンチン系 | 錠 | テオドール 100mg | 1T | 330 |
| 抗不整脈用剤 | プロカインアミド系 | 注 | アミサリン | 1A | 100 |
| 利尿剤 | フロセミド剤 フロセミド剤 | 注 20mg 錠 | ラシックス ラシックス | 1A 1T | 1,300 1,300 |
| | 抗アルデステロン | 錠 | アルダクトンA | 1T | 1,300 |
| 副腎ホルモン剤 | コルチゾン系 コルチゾン系 エビネフリン系 | 注 錠 注 | | 1A 1T 1A | 780 1,100 780 |
| 抗ヒスタミン剤 | クロルフェニラミン | 錠 | ボララミン、ネオマレルミンTR | 1T | 1,100 |
| 糖尿病薬 | すい臓ホルモン剤 | 注 | インスリン | 1V | 260 |
| 局所麻酔剤 | キシリジン系 キシリジン系 塩酸プロカイン系 | 注 20ml 外用 30ml 注 10ml | 1%キシロカイン キシロカインゼリー オムニカイン1% | 1本 1本 1A | 1,200 130 1,200 |
| 消化性潰瘍剤 | H2遮断剤 H2遮断剤 | 注 錠 | | 1A 1T | 1,300 1,300 |
| シップ薬 | 冷シップ | 袋 | | 1枚 | 2,600 |
| 点眼剤 | 副腎皮質ホルモン 抗生素質製剤 人工涙液等 | | | 1本 1本 10ml・5ml | 110 780 マイティア・サンコバ・フラビタン |
| 注射用蒸留水 | | 20ml 500ml | | 1A 1本 | 3,800 7,000 |
| 注射器 | | 5ml 10ml 20ml 50ml | | 1個 1個 1個 1個 | 1,500 1,500 1,500 1,500 |
| 注射針 | | | | 1本 | 5,000 |
| 点滴セット | | | | 1個 | 1,400 |
| 解毒剤 | 炭酸水素ナトリウム 亜硝酸アミル チオ硫酸ナトリウム 硫酸アトロピン ブリドキシムヨウ化メチル ジメルカブロール チオプロニン D-ペニシリン エデト酸カルシウム2ナトリウム デフェロキサミン アセチルシステイン内服液 | 注250ml 注0.25ml 注2g/20ml 注0.5mg/1ml 注500mg/20ml 注100mg/1ml 錠100mg 100mg 注1g/5ml 注500mg/5ml 注2ml | メイロン 亜硝酸アミル デトキソール 硫酸アトロピン パム(PAM) バル(BAL) チオラ メタルカプターゼ ブライアン デスフェラール アセテイン液20% | 1A 1A 1A 1A 1A 1A 1T 1C 1A 1A 1A 1A 1本 | 600 200 200 1,200 200 200 1,400 1,400 200 200 20 |
| 抗毒素等 | シプロフロキサシン ジメルカブロール ストレプトマイシン スバルフロキサシン ドキシサイクリン トシリ酸トスフロキサシン レボフロキサシン マムシ抗毒素血清 | 注300mg 錠200mg 注1g 錠100mg 錠150mg 錠100mg マムシ抗毒素血清 注6000単位 | | 1V 1T 1V 1T 1T 1T 1T 1V | 1,000 7,000 1,400 1,400 1,400 1,400 1,400 20 |
| 抗ウイルス剤 | リン酸オセルタミビル リン酸オセルタミビル | カプセル 錠30g | タミフルカプセル タミフルドライシロップ3% | 1C 1本 | 1,400 1,400 |